

農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令新旧対照条文

一 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（青年の年齢） 第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）<u>第四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、原則として十八歳以上四十五歳未満とする。</u>	（農地保有合理化事業を行う法人の要件） 第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）<u>第四条第二項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。</u> 一 都道府県が社員となつている一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに市町村が含まれている場合には、当該市町村の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は都道府県が基本財産の拠出者となつている一般財団法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに市町村が含まれている場合には、当該市町村の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。 二 <u>その法人が主として農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。</u>

三 農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者

四 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(法人の要件)

第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲げる者のうち当該法人が営む農業に従事すると認められるものが、当該法人の役員の過半数を占めることとする。

(農地利用集積円滑化事業を行う者の要件)

第一条の四 (略)

第一条の五 (略)

(基本構想に定めるべき事項)

第三条 法第六条第二項第五号ホの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利用権設定等促進事業の実施により設定され、又は移転される利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（法第六条第二項第五号イ(2)及び(3)に掲げる事項を除く。）、農用地利用集積計画の作成の申出を行う農業協同組合及び土地改良区に関する事項並びに農用地利用集積計画の作成手続その他利用権設定等促進事業の実施に関し必要な事項

(農地利用集積円滑化事業を行う者の要件)

第一条の二 (略)

第一条の三 (略)

(基本構想に定めるべき事項)

第三条 法第六条第二項第四号への農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利用権設定等促進事業の実施により設定され、又は移転される利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（法第六条第二項第四号イ(2)及び(3)に掲げる事項を除く。）、農用地利用集積計画の作成の申出を行う農業協同組合及び土地改良区に関する事項並びに農用地利用集積計画の作成手続その他利用権設定等促進事業の実施に関し必要な事項

二 (略)

三 法第四條第四項第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に關し必要な事項(法第六條第二項第五号ハ及びニに掲げる事項を除く。)

四 (略)

(事業規程の承認申請手続)

第八條 法第八條第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 事業規程

二 定款

(事業規程に定めるべき事項)

第九條 法第八條第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七條第一号に掲げる事業の実施に關する次に掲げる事項

イ 農用地等の買入れに關する事項

ロ・ハ (略)

ニ その他法第七條第一号に掲げる事業の実施方法に關する事項

二 法第七條第二号に掲げる事業の実施に關する次に掲げる事項

イ・ハ (略)

ニ 信託財産に係る損失の填補に關する事項

ホ・ヘ (略)

ト その他法第七條第二号に掲げる事業の実施方法に關する事項

(削る。)

二 (略)

三 法第四條第四項第五号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に關し必要な事項(法第六條第二項第四号ニ及びホに掲げる事項を除く。)

四 (略)

(農地保有合理化事業規程の承認申請手続)

第八條 法第七條第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 農地保有合理化事業規程

二 定款

(農地保有合理化事業規程に定めるべき事項)

第九條 法第七條第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農地売買等事業の実施に關する次に掲げる事項

イ 農用地等の買入れ及び借受けに關する事項

ロ・ハ (略)

ニ その他農地売買等事業の実施方法に關する事項

二 法第四條第二項第二号に掲げる事業の実施に關する次に掲げる事項

イ・ハ (略)

ニ 信託財産に係る損失のてん補に關する事項

ホ・ヘ (略)

ト その他法第四條第二項第二号に掲げる事業の実施方法に關する事項

項

二の二 法第四條第二項第二号の二に掲げる事業の実施に關する次に掲

三 法第七条第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 農地中間管理機構が当該事業に基づき取得した持分又は株式の譲渡に関する事項

ハ その他法第七条第三号に掲げる事業の実施方法に関する事項

四 法第七条第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

五 (略)

六 その他法第七条各号に掲げる事業の実施方法に関する事項

(事業規程の承認基準)

第十条 法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第七条各号に掲げる事業を行うに当たつて、農地利用集積円滑化団体並びに都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

二 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供す

げる事項

イ 信託の引受けに関する事項

ロ 信託財産の貸付けに関する事項

ハ 信託財産の管理に関する事項

ニ 信託財産に係る損失のてん補に関する事項

ホ 信託の終了に関する事項

ヘ その他法第四条第二項第二号の二に掲げる事業の実施方法に関する事項

三 法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 農地保有合理化法人が当該事業に基づき取得した持分又は株式の譲渡に関する事項

ハ その他法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施方法に関する事項

四 研修等事業の内容及び当該研修等事業の実施に関する事項

五 (略)

六 その他農地保有合理化事業の実施方法に関する事項

(農地保有合理化事業規程の承認基準)

第十条 法第七条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 農地保有合理化事業を行うに当たつて、農地利用集積円滑化団体並びに都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

二 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供す

る土地とすることが適当な土地につき法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合における農業用施設は次に掲げるものであること。

イ・ロ (略)

ハ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

ニ (略)

三 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して同号に掲げる農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

（事業規程の公告）

第十一条 法第八条第四項の規定による公告は、同項に掲げる事項を都道府県の公報に記載することその他所定的手段により行うものとする。

（事業規程の変更等の手続）

第十二条 第八条の規定は、法第九条第一項の規定による承認について準用する。

（支援法人の指定の申請）

第十二条の二 (略)

（名称等の変更の届出）

る土地とすることが適当な土地につき法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合における農業用施設は次に掲げるものであること。

イ・ロ (略)

ハ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

ニ (略)

三 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して同号に掲げる農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

（農地保有合理化事業規程の公告）

第十一条 法第七条第四項の規定による公告は、同項に掲げる事項を都道府県の公報に記載することその他所定的手段により行うものとする。

（農地保有合理化事業規程の変更等の手続）

第十二条 第八条の規定は、法第八条第一項の規定による承認について準用する。

（農地保有合理化支援法人の指定の申請）

第十二条の二 (略)

（名称等の変更の届出）

第十二条の三 法第十一条の二第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する支援法人は、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(農地利用集積円滑化事業規程の承認申請手続)

第十二条の十 法第十一条の十一第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 三 (略)

(農地利用集積円滑化事業規程に定めるべき事項)

第十二条の十一 法第十一条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項(法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。次号において同じ。)

イ 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ハ 農用地等の管理に関する事項

ニ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

三 法第四条第三項第一号ハに掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

四 (略)

五 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団

第十二条の三 法第十一条の二第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する農地保有合理化支援法人(以下「支援法人」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(農地利用集積円滑化事業規程の承認申請手続)

第十二条の十 法第十一条の九第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 三 (略)

(農地利用集積円滑化事業規程に定めるべき事項)

第十二条の十一 法第十一条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 第九条第一号及び第四号に掲げる事項(法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。)

三 (略)

四 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等

体との連携に関する事項

六 (略)

(農地利用集積円滑化事業規程の承認基準)

第十二条の十二 法第十一条の十一第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

六・七 (略)

(農地利用集積円滑化事業規程の公告)

第十二条の十三 法第十一条の十一第五項の規定による公告は、同項に掲げる事項を市町村の公報に記載することその他所定的手段により行うものとする。

(農地利用集積円滑化事業規程の変更等の手続)

第十二条の十四 第十二条の十の規定は、法第十一条の十二第一項の規定による承認について準用する。

(農地利用集積円滑化事業規程の作成の手続)

第十二条の十五 法第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が法第十一条の十三第一項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、当該同意市町村の長は、当該農地

の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

五 (略)

(農地利用集積円滑化事業規程の承認基準)

第十二条の十二 法第十一条の九第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

六・七 (略)

(農地利用集積円滑化事業規程の公告)

第十二条の十三 法第十一条の九第五項の規定による公告は、同項に掲げる事項を市町村の公報に記載することその他所定的手段により行うものとする。

(農地利用集積円滑化事業規程の変更等の手続)

第十二条の十四 第十二条の十の規定は、法第十一条の十第一項の規定による承認について準用する。

(農地利用集積円滑化事業規程の作成の手続)

第十二条の十五 法第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が法第十一条の十一第一項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、当該同意市町村の長は、当該農地

利用集積円滑化事業規程を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

第十二条の十六 第十二条の十三の規定は、法第十一条の十三第四項の規定による公告について準用する。

（農業経営改善計画の認定基準）

第十四条 法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）を除く。）が法第十二条第三項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農業生産法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イゝハ （略）

2 （略）

（農業経営改善計画の認定の有効期間）

第十五条 法第十二条第一項又は第十三条第一項の認定の有効期間は、法第十二条第一項の認定をした日から起算して五年とする。

（法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間）

利用集積円滑化事業規程を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

第十二条の十六 第十二条の十三の規定は、法第十一条の十一第四項の規定による公告について準用する。

（農業経営改善計画の認定基準）

第十四条 法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 その農業経営改善計画に法第十二条の二第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）を除く。）が法第十二条第三項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農業生産法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イゝハ （略）

2 （略）

（農業経営改善計画の認定の有効期間）

第十五条 法第十二条第一項又は第十二条の二第一項の認定の有効期間は、法第十二条第一項の認定をした日から起算して五年とする。

第十五条の二 法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

（青年等就農計画の認定申請手続）

第十五条の三 法第十四条の四第一項の青年等就農計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

（青年等就農計画の認定基準）

第十五条の四 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。
- 二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。

（青年等就農計画の認定の有効期間）

第十五条の五 法第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項の認定の有効期間は、法第十四条の四第一項の認定をした日から起算して五年とする。ただし、同項に規定する既に農業経営を開始した青年等にあつては、同項の認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して五年を経過した日までとする。

（農用地利用集積計画の作成）

第十六条 同意市町村は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積計画を定めようとするときは、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進並びに基本構想において定められた法第六条第二項第五号イ(1)

（農用地利用集積計画の作成）

第十六条 同意市町村は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積計画を定めようとするときは、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進並びに基本構想において定められた法第六条第二項第四号イ(1)

の要件を備える者の農業経営の改善及びその安定を図ることを旨として、当該農用地利用集積計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第十八条 農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第六条第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第三号又は第四号に掲げる場合であつて、法第十八条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつてはその者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限り、第五号又は第六号に掲げる場合にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができる」と認められることとなる）に限る。

一 （略）

（削る。）

二 農地利用集積円滑化団体が第一条の四第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業（法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を除く。）の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

三 六 （略）

（農業経営を営む法人となることに関する計画の基準）

第二十条の三 令第八条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

の要件を備える者の農業経営の改善及びその安定を図ることを旨として、当該農用地利用集積計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第十八条 農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第三条第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第四号又は第五号に掲げる場合で法第十八条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつてはその者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができる」と認められることとなる）に限る。

一 （略）

二 農地保有合理化法人が第一条第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業（法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を除く。）の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

三 農地利用集積円滑化団体が第一条の二第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業（法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を除く。）の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

四 七 （略）

（農業経営を営む法人となることに関する計画の基準）

第二十条の三 令第五条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇四 (略)

(特定農業団体の要件)

第二十條の四 令第八條第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一〇三 (略)

(特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続)

第二十一條の二 令第九條ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。

一〇三 (略)

(農用地利用規程の認定申請手続)

第二十三條 法第二十三條第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一〇四 (略)

五 特定農業法人が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる特定農業法人の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 法第十二條第一項の認定を受けた特定農業法人 法第十三條第二項に規定する認定計画

ロ (略)

六 特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、

一〇四 (略)

(特定農業団体の要件)

第二十條の四 令第五條第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一〇三 (略)

(特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続)

第二十一條の二 令第六條ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてなければならない。

一〇三 (略)

(農用地利用規程の認定申請手続)

第二十三條 法第二十三條第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてなければならない。

一〇四 (略)

五 特定農業法人が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる特定農業法人の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 法第十二條第一項の認定を受けた特定農業法人 法第十二條の第二項に規定する認定計画

ロ (略)

六 特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、

次に掲げる書面

イ (略)

ロ 令第八条第二号に規定する計画

ハ (略)

2 (略)

(勸奨についての配慮)

第二十五条の二 法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勸奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。

一 三 (略)

(削る。)

四 (略)

(土地改良法施行規則の特例)

第二十六条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業

次に掲げる書面

イ (略)

ロ 令第五条第二号に規定する計画

ハ (略)

2 (略)

(勸奨についての配慮)

第二十五条の二 法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勸奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。

一 三 (略)

四 農地保有合理化促進対策費交付金

五 (略)

(土地改良法施行規則の特例)

第二十六条 法第三十三条第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業

協同組合とみなして、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の規定を適用する。

協同組合とみなして、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の規定を適用する。

改 正 後	改 正 前
（特例農業法人に係る農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請等） 第十一条の二 特例農業法人（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第一項に規定する特例農業法人をいう。以下この条において同じ。）が法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合についての前二条の規定の適用については、第十条第二項第三号から第六号まで及び前条第一項第六号中「農業生産法人」とあるのは「特例農業法人」と、同号中「農業及び農作業」とあるのは「農業、農作業及び国家戦略特別区域法第十八条第一項第三号に規定する事業」とする。 （農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出） 第十二条 法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 法第三条第一項第十四号の二の届出をしようとする農地中間管理機構は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。	（農地保有合理化法人等の届出） 第十二条 法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 法第三条第一項第十四号の二の届出をしようとする農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）は、前

条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

第十三条 (略)

2 前条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法第八条第一項若しくは第九条第一項若しくは第十一条の十一第一項若しくは第十一条の十二第一項の承認を受け、又は同法第十一条の十三第一項若しくは第五項の規定により同法第十一条の十一第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程を定め、若しくは変更した後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。

一 (略)

二 農業経営基盤強化促進法第八条第一項若しくは第九条第一項の都道府県知事の承認を受けた同法第八条第一項に規定する事業規程の写し又は同法第十一条の十一第一項若しくは第十一条の十二第一項の承認を受け、若しくは同法第十一条の十三第一項若しくは第五項の規定により定め、若しくは変更された同法第十一条の十一第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の写し

三・四 (略)

3 (略)

(農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出の受理)

第十四条 農業委員会は、第十二条第一項又は第二項の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当

第十三条 (略)

2 前条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、農業経営基盤強化促進法第七条第一項若しくは第八条第一項若しくは第十条の九第一項若しくは第十一条の十第一項の承認を受け、又は同法第十一条の十一第一項若しくは第五項の規定により同法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程を定め、若しくは変更した後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。

一 (略)

二 農業経営基盤強化促進法第七条第一項若しくは第八条第一項の都道府県知事の承認を受けた同法第七条第一項に規定する農地保有合理化事業規程の写し又は同法第十一条の九第一項の承認を受け、若しくは同法第十一条の十一第一項の規定により定め、若しくは変更された同法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の写し

三・四 (略)

3 (略)

(農地保有合理化法人等の届出の受理)

第十四条 農業委員会は、第十二条第一項又は第二項の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当

該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に書面で通知しなければならない。

2 (略)

(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第四十七条 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 農地中間管理機構(農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。第五十七条第五号ハにおいて同じ。)が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ニ 四 (略)

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に書面で通知しなければならない。

2 (略)

(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第四十七条 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 農地保有合理化法人が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

ニ 四 (略)

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ・ロ（略）

ハ 農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。

ニ（略）

第五十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

十一 その法人が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規定により農業生産法人とみなされた者である場合には、その法人の理事等のその法人の行う同条第一項第三号に規定する事業への従事状況

十二（略）

（農業生産法人の要件を満たすに至った旨の届出）

第六十一条 法第七条第五項の届出は、法第二条第三項に掲げる農業生産法人の要件（当該届出を行うとする者が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規定により農業生産法人とみなされた者である場合には、当該要件又は同条第一項各号に掲げる要件）の全てを満たすためにとつた措置の概要その他参考となるべき事項を記載した書面でしなければならない。

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ・ロ（略）

ハ 農地保有合理化法人が農業用施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、申請に係る農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。

ニ（略）

第五十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

十一（略）

（農業生産法人の要件を満たすに至った旨の届出）

第六十一条 法第七条第五項の届出は、法第二条第三項に掲げる農業生産法人の要件のすべてを満たすためにとつた措置の概要その他参考となるべき事項を記載した書面でしなければならない。

(賃貸借の解除の届出)

第六十六条 法第十八条第一項第四号又は第五号の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一 七 (略)

2 (略)

(利用状況調査)

第七十二条 法第三十条第一項の規定による利用状況調査は、当該調査の対象となる農地が法第三十二条第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて行うものとする。

(利用意向調査)

第七十四条 法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、別記様式により行うものとする。

(所有者等を確認することができない場合における所有者等からの届出手続)

第七十五条 法第三十二条第三項第三号の規定による届出は、次に掲げる

(賃貸借の解除の届出)

第六十六条 法第十八条第一項第四号又は第六号の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一 七 (略)

2 (略)

(指導の対象としない農地)

第七十二条 法第三十条第四項の農林水産省令で定める農地は、土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるものとする。

(遊休農地である旨の通知等)

第七十四条 法第三十二条の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書でしなければならない。

- 一 法第三十二条各号に掲げる場合における当該農地の所有者（法第三十条第三項に規定する所有者をいう。）の氏名又は名称
- 二 前号の農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 第一号の農地が遊休農地である旨及びその農地が法第三十条第三項各号のいずれに該当するかの別
- 四 第一号の農地の所有者等（法第三十三条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）は、通知があつた日から起算して六週間以内に、法第三十三条第一項に規定する計画を届け出なければならない旨

第七十五条 法第三十二条ただし書の規定による公告は、次に掲げる事項

事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 当該申出を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 当該申出に係る農地の所在、地番、地目及び面積

（所有者等を確認することができない場合の公示事項）

第七十六条 法第三十二条第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による公示の日から起算して六月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、当該公示に係る農地について、法第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

（利用意向調査の対象とならない農地）

第七十七条 法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 法第三十五条第二項ただし書の規定による通知に係るもの

二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二十條の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの

三 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるもの

を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

一 前条第二号及び第三号に掲げる事項

二 前条第一号の所有者を確認することができない旨

（遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出を要しない事由）

第七十六条 法第三十三条第一項の農林水産省令で定める事由は、法第三十二条の規定による通知を受けた所有者等の疾病又は負傷による療養、遊休農地に係る災害その他の事由であつて、その者が六週間以内に法第三十三条第一項に規定する計画を届け出ることができないことについてやむを得ないと認められるものとする。

（遊休農地に係る計画の届出）

第七十七条 法第三十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一 計画を届け出る当該遊休農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 当該遊休農地の所在、地番、地目、面積及びその所有者の氏名又は名称

三 当該遊休農地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びに当該権利の設定を受けている者の氏名又は名称

四 当該遊休農地の農業上の利用に関する計画

五 当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けたい場合はその旨

(耕作の事業に従事する者が不在となる農地)

第七十八条 法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業の従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの
- イ その農地の所有者等(法第三十二条第一項に規定する所有者等)をいう。以下同じ。)で耕作の事業に従事するものが死亡したもの
- ロ その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したもの
- 二 法第三十九条第一項の規定により設定された農地中間管理権の残存期間が一年以下であるもの
- 三 法第四十三条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が一年以下であるもの

第七十九条 法第三十三条第三項の農林水産省令で定める農地は、第七十七条各号のいずれかに該当するものとする。

(遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行う農地保有合理化法人等の要件)

第七十八条 法第三十五条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件とする。

- 一 農地保有合理化法人 法第三十四条第一項の規定による勧告(以下「勧告」という。)に係る遊休農地をその行う農地売買等事業(農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)の実施地域に含むものであること。
- 二 農地利用集積円滑化団体 勧告に係る遊休農地をその行う農地売買等事業の実施地域に含むものであること。
- 三 特定農業法人 勧告に係る遊休農地を当該法人が定められた農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施地域に含む場合であること。

(都道府県知事の調停の申請手続)

第七十九条 法第三十六条第一項の規定による調停の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 当該申請に係る遊休農地の所有者等の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- 三 当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 四 当該申請に係る遊休農地の所有者等と法第三十五条第二項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができない事由
- 五 当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し

第八十条 削除

(農地中間管理権の設定に関する裁定の申請手続)

第八十一条 法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

(削る。)

- 一 当該申請に係る農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 二 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 当該申請に係る農地の利用の現況
- 四 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 五 希望する農地中間管理権の始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法

六 (略)

(意見書において明らかにすべき事項)

第八十三条 法第三十八条第二項（法第四十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第四十三条第二項の規定により法第三十八条第二項の規定を準用する

- 六 当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 七 その他参考となるべき事項

(調停案の作成に係る意見聴取)

第八十条 都道府県知事は、法第三十六条第三項の規定に基づき調停案を作成するに当たつては、当該調停に係る当事者の一方が当該調停に係る遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者である場合には、当該遊休農地の所有者の意見を聴くものとする。

(特定利用権の設定に関する裁定の申請手続)

第八十一条 法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 当該申請に係る遊休農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 三 当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 四 当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し
- 五 当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 六 希望する特定利用権の始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法

七 (略)

(意見書において明らかにすべき事項)

第八十三条 法第三十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一・二 (略)

三 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

四 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

五 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

六・七 (略)

(農地中間管理権の裁定の通知等)

第八十四条 法第四十条第一項の規定による通知は、法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

2 法第四十条第一項の規定による公告は、第八十一条第一号に掲げる事項及び法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(所有者等を確認することができない場合における利用権の設定に関する裁定の申請手続)

第八十五条 法第四十三条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

(削る。)

一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

二 当該申請に係る農地の利用の現況

三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の

一・二 (略)

三 意見書を提出する者の当該遊休農地の利用の状況及び利用計画

四 意見書を提出する者が当該遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由

五・六 (略)

(特定利用権の裁定の通知等)

第八十四条 法第四十条第一項の規定による通知は、第八十一条第一号に掲げる事項及び法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

2 法第四十条第一項の規定による公告は、第八十一条第一号及び第二号に掲げる事項並びに法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(所有者等を確認することができない場合における遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請手続)

第八十五条 法第四十三条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

二 当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積

三 当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し

四 当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

五 希望する遊休農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に

額

五| (略)

(利用権の裁定の通知等)

第八十六条 法第四十三条第三項の規定による通知は、法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

2 法第四十三条第三項の規定による公告は、当該裁定に係る農地の所有者等に係る情報及び法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(支障の除去等の措置に係る費用負担)

第八十八条 市町村長は、法第四十四条第四項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該農地の所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(貸付けの相手方)

第九十一条 令第三十五条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者(その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。)とする。

一 (略)

(削る。)

相当する補償金の額

六| (略)

(遊休農地を利用する権利の裁定の通知等)

第八十六条 法第四十三条第三項の規定による通知は、前条第一号に掲げる事項及び法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面とするものとする。

2 法第四十三条第三項の規定による公告は、前条第一号に掲げる事項、当該裁定に係る遊休農地の所有者等に係る情報及び法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(支障の除去等の措置に係る費用負担)

第八十八条 市町村長は、法第四十四条第四項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該遊休農地の所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(貸付けの相手方)

第九十一条 令第三十五条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者(その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。)とする。

一 (略)

二| 農地保有合理化法人

二 農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する農地売買等事業をいう。）を行う者に限る。）

三（略）

（売払いの相手方）

第九十五条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一（略）

二 第九十一条第二号に掲げる者及び同条第三号に掲げる者（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。）

（農地台帳の記録事項）

第一百条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号

二 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別

イ 法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの

ロ 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの

ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの

三 農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業を行う者に限る。）

四（略）

（売払いの相手方）

第九十五条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一（略）

二 第九十一条第二号及び第三号に掲げる者

-
- ニ イからハまでに掲げるものの以外のもの
- 三 その農地に係る遊休農地に関する措置（法第四章に定める措置をいう。）の実施状況
- 四 その農地の所有者が当該農地について法第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する意思がある旨の表明があつた場合にあつては、その旨（その旨を法第五十二条の三第一項の規定により公表することについて当該所有者の同意がある場合に限る。）
- 五 その農地が次に掲げる地域又は区域内にある場合にあつては、その旨
- イ 農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域
- ロ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域
- ハ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域
- ニ 市街化区域
- ホ 都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域
- ヘ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区
- 六 その農地が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第一項本文又は第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けているかどうかの別
- 七 その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する場合
には、その旨及び当該農地についての賃借権又は使用貸借による権利
の設定又は移転の状況
- 八 その他必要な事項
-

(農地台帳の正確な記録を確保するための措置)

第百二条 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二条の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

(農地台帳に記録された事項の提供)

第百三条 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。

(公表することが適当でない事項等)

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 市街化区域内にある農地 全ての事項

二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項

2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。

二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第一百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

（権限の委任）

第一百五條 法及び令に規定する農林水産大臣の権限（法第五十八条第四項の規定による権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。

（権限の委任）

第一百一條 法及び令に規定する農林水産大臣の権限（法第五十八条第四項の規定による権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。

改 正 後	改 正 前
（事業参加の申出） 第二条 法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、法第五条第一項の規定により土地改良区を設立しようとする場合にあつては同条第二項の、法第四十八条第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十五条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の二第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、同条第六項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第七項の、法第八十七条の二第一項の規定により同項第二号の事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十七条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画の変更をしようとする場合にあつては同項の、法第九十五条第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合又は同項の規定により数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第二項の、法第九十五条の二第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間	（事業参加の申出） 第二条 法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、法第五条第一項の規定により土地改良区を設立しようとする場合にあつては同条第二項の、法第四十八条第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十五条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の二第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、同条第六項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第七項の、法第八十七条の二第一項の規定により同項第二号の事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十七条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画の変更をしようとする場合にあつては同項の、法第九十五条第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合又は同項の規定により数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第二項の、法第九十五条の二第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人

管理機構が土地改良事業の計画を変更しようとする場合又は同項の規定により数人が共同して行う土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあっては同条第二項の、法第九十六条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行おうとする場合にあっては同条第二項の、法第九十六条の三第一項の規定により市町村が土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあっては同条第二項の、土地改良法施行法（以下「施行法」という。）第五条第一項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による当該組織を変更しようとする場合にあっては施行法第五条第四項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による公告の期間満了後五日以内（法第四十八条第六項（法第八十七条の三第六項、法第九十五条の二第三項及び法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあっては、法第四十八条第六項の規定による申出をする前）に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2・3 （略）

第五十八条 法第八十七条第二項において準用する法第七条第三項及び法第八条第二項の場合には、それぞれ第十四条の二及び第十五条の規定を準用する。この場合において、第十四条の二第一項中「法第七条第四項」とあるのは「法第八十七条第二項において準用する法第七条第四項」と、同条第二項第三号中「他の事業との関係」とあるのは「他の事業との関係（当該土地改良事業が市町村特別申請事業であるときは、関連土

、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業の計画を変更しようとする場合又は同項の規定により数人が共同して行う土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあっては同条第二項の、法第九十六条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行おうとする場合にあっては同条第二項の、法第九十六条の三第一項の規定により市町村が土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあっては同条第二項の、土地改良法施行法（以下「施行法」という。）第五条第一項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による当該組織を変更しようとする場合にあっては施行法第五条第四項（施行法第七条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の規定による公告の期間満了後五日以内（法第四十八条第六項（法第八十七条の三第六項、法第九十五条の二第三項及び法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあっては、法第四十八条第六項の規定による申出をする前）に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2・3 （略）

第五十八条 法第八十七条第二項において準用する法第七条第三項及び法第八条第二項の場合には、それぞれ第十四条の二及び第十五条の規定を準用する。この場合において、第十四条の二第一項中「法第七条第四項」とあるのは「法第八十七条第二項において準用する法第七条第四項」と、同条第二項第二号中「他の事業との関係」とあるのは「他の事業との関係（当該土地改良事業が市町村特別申請事業であるときは、関連土

地改良事業の概要及び他の事業との関係」と、第十五条中「法第七条第四項」とあるのは「法第八十七条第二項において準用する法第七条第四項」と読み替える。

第六十九条の二 法第九十五条第二項の農林水産省令で定める農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の機関は、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の理事が組織する会議とする。

第七十条 法第九十五条第二項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が規約及び土地改良事業の計画の概要を定めた場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域内に所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供される土地があるときは、直ちにその規約及び土地改良事業計画の概要を農業委員会に通知しなければならない。

第七十一条 法第九十五条第二項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合には、次に掲げる事項を規約で定めなければならない。

一 五 (略)

2・3 (略)

第八十四条の二 法第百条第一項の農林水産省令で定める農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の機関は、第六十九条の二に規定する会議とする。

地改良事業の概要及び他の事業との関係」と、第十五条中「法第七条第四項」とあるのは「法第八十七条第二項において準用する法第七条第四項」と読み替える。

第六十九条の二 法第九十五条第二項の農林水産省令で定める農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の機関は、当該農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の理事が組織する会議とする。

第七十条 法第九十五条第二項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が規約及び土地改良事業の計画の概要を定めた場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域内に所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供される土地があるときは、直ちにその規約及び土地改良事業計画の概要を農業委員会に通知しなければならない。

第七十一条 法第九十五条第二項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が土地改良事業を行おうとする場合には、次に掲げる事項を規約で定めなければならない。

一 五 (略)

2・3 (略)

第八十四条の二 法第百条第一項の農林水産省令で定める農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の機関は、第六十九条の二に規定する会議とする。

(交換分合計画の定め方)

第八十六条 法第百一条第二項の農林水産省令で定める処分の制限のある農用地は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）その他の法律の規定により処分の制限のある農用地とする。

(交換分合計画の定め方)

第八十六条 法第百一条第二項の農林水産省令で定める処分の制限のある農用地は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）その他の法律の規定により処分の制限のある農用地とする。

改 正 後	改 正 前
（対象甘味資源作物生産者の要件） 第十九条 法第十九条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる甘味資源作物の生産者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 （略） 二 さとうきびの生産者 次のイからハまでのいずれにも該当すること。 イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。 (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十三条第一項に規定する認定農業者又は同法第二十三条第四項に規定する特定農業団体若しくは委託を受けて農作業を行う組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第二条第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限り、法人を除く。）であること。</u> (2) (4) （略） ロ・ハ （略） （対象でん粉原料用いも生産者の要件） 第四十三条 法第三十三条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げるでん粉原料用いも生産者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	（対象甘味資源作物生産者の要件） 第十九条 法第十九条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる甘味資源作物の生産者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 （略） 二 さとうきびの生産者 次のイからハまでのいずれにも該当すること。 イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。 (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十三条第二項に規定する認定農業者又は同法第二十三条第四項に規定する特定農業団体若しくは委託を受けて農作業を行う組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第二条第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限り、法人を除く。）であること。</u> (2) (4) （略） ロ・ハ （略） （対象でん粉原料用いも生産者の要件） 第四十三条 法第三十三条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げるでん粉原料用いも生産者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略) 二 でん粉の製造の用に供するかんしよ（以下「でん粉原料用かんしよ」という。）の生産者 次のイからハまでのいずれにも該当すること。 イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。 (1) 農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者又は同法第二十三条第四項に規定する特定農業団体若しくは委託を受けて農作業を行う組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの限り、法人を除く。）であること。 (2) (4) (略) ロ・ハ (略)	一 (略) 二 でん粉の製造の用に供するかんしよ（以下「でん粉原料用かんしよ」という。）の生産者 次のイからハまでのいずれにも該当すること。 イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。 (1) 農業経営基盤強化促進法第十二条の二第一項に規定する認定農業者又は同法第二十三条第四項に規定する特定農業団体若しくは委託を受けて農作業を行う組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの限り、法人を除く。）であること。 (2) (4) (略) ロ・ハ (略)
--	--

改 正 後	改 正 前
（法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為） 第三十七条 法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一条</u>の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）<u>第二条第四項</u>に規定する農地中間管理機構が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為 二〃三十 （略）	（法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為） 第三十七条 法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八条第一項</u>に規定する農地保有合理化法人、同法<u>第十一条の十二</u>に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）<u>第二条第四項</u>に規定する農地中間管理機構が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為 二〃三十 （略）

改正後	改正前
（農業構造の改善等のための国有林野の活用の相手方） 第二条 法第三条第一項第一号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）</u> 三 六 （略） 七 法人でない団体で、次に掲げる要件の<u>全てを満たしているもの</u> イ 農業に係る共同利用施設の設置の事業を行う団体であること。 ロ その構成員は、<u>全て</u>、その活用を受けようとする国有林野の所在する地域の市町村の区域内に住所を有する農業を営む個人又は農業生産法人であること。 ハ （略）	（農業構造の改善等のための国有林野の活用の相手方） 第二条 法第三条第一項第一号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）<u>第八条第一項に規定する農地保有合理化法人又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）</u> 三 六 （略） 七 法人でない団体で、次に掲げる要件の<u>すべてをみたしているもの</u> イ 農業に係る共同利用施設の設置の事業を行なう団体であること。 ロ その構成員は、<u>すべて</u>、その活用を受けようとする国有林野の所在する地域の市町村の区域内に住所を有する農業を営む個人又は農業生産法人であること。 ハ （略）